

平成 27 年 12 月 28 日



全国健康保険協会 沖縄支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ(全国健康保険協会)とは、主に中小企業の従業員とその家族が加入する健康保険です。平成 20 年に政府管掌健康保険を引き継いで設立されました。全国で約 3,600 万人、うち沖縄支部では約 53 万人が加入しています。

被扶養者に異動があった場合は、速やかに届け出をお願いします！
～「平成 27 年度被扶養者資格再確認」の実施結果について～

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者が、被扶養者としての要件を満たしているかを確認させていただくため、平成 27 年 5 月末から 7 月末にかけて、「被扶養者資格再確認」を実施いたしました。

これは、保険給付の適正化及び高齢者医療制度への支援金・納付金の適正化を図ることを目的として実施しているもので、平成 27 年度においては、全国で 72,898 人が被扶養者から削除されました。削除となった理由は、『就職したが削除する届け出を日本年金機構へ提出していなかった』という届け出もれが大半を占めたほか、『収入超過』によるものも見受けられました。

また、実施による効果として、協会けんぽが負担する高齢者医療制度支援金等の負担軽減により、約 32 億円の効果額が見込まれることがわかりました。これは、負担額の算出方法の一部で、被扶養者を含む加入者数に応じた「人数割」が用いられることによるもので、削除による被扶養者数の減少がもたらす効果となります。

平成 27 年度の沖縄支部実施結果では、対象者 110,165 人のうち、1,589 人が被扶養者から削除となり、削除率(1.44%)は全国一高い割合となりました。沖縄支部の現状として、被扶養者数は年々増加傾向にあり、平成 26 年度末時点で約 25 万人が加入しており、扶養率は全国第 1 位の状況にあります。このことから、沖縄支部においても「被扶養者資格再確認」による効果は大きいと考えております。

例年、「被扶養者資格再確認」により被扶養者の削除が行われますが、本来は、就職等により被扶養者の要件を満たさなくなった場合に、その都度、事業所から日本年金機構への届け出が必要となります。届け出が行われない場合、協会けんぽの財政に影響を及ぼし、ひいては加入者の皆さまの保険料負担の増加につながる恐れもあります。

今後も協会けんぽでは、事業所から適正な届け出を行っていただくよう呼びかけるとともに、「被扶養者資格再確認」の目的達成のために取り組んでまいります。

「被扶養者資格再確認」の実施結果及び事業所からの適正な届け出について、ぜひ各種報道等で取り扱っていただきますようよろしくお願いいたします。

【添付資料】

・資料1「平成 27 年度 被扶養者資格再確認業務の実施結果
について」

【お問い合わせ先】

〒900-8512 那覇市旭町 114-4 おきでんビル 8 階
全国健康保険協会沖縄支部 担当：池田・渡口・當山
TEL:098-951-2211 FAX:098-951-2295

平成27年度 被扶養者資格再確認業務の実施結果について

(最終とりまとめ：平成27年10月31日受付分まで)

	①送付対象 事業所数	②確認対象 人数	③提出 事業所数	④削除人数	削除率 (④/②)	軽減効果額
全国	1,157,362	7,418,587	989,748	72,898	0.98%	約32億円
沖縄	13,480	110,165	11,608	1,589	1.44%	/

【参考】

被扶養者資格再確認業務 実施結果の推移

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
削除人数	沖縄	1,525人	1,596人	1,461人	1,589人
	全国	約90,000人	約70,000人	68,615人	72,898人
軽減効果額 (全国)		約35億円	約32億円	約34億円	約32億円

【出所】被扶養者資格再確認業務 支部別リスト等の提出状況より抜粋